

意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付基準

1. 目的

この基準は、意欲ある事業者経営・技術支援補助金(コロナ対策特別枠)交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、補助金事務を運用するにあたり、審査の際に必要な基準等を定めることを目的とする。

2. 補助対象者の範囲

(1) 八尾市内に事業所を有する事業者の基準は、次のとおりとする。

ア. 八尾市内に本社・本店を有する事業者。

イ. 八尾市内に本社・本店以外の事業所を有し、当該所在地にある事業所の代表者(支社長、営業所長または工場長など)が、申請者として当該要綱に基づく交付申請を行うことが出来る事業者。

ウ. 上記ア及びイのいずれにおいても、申請事業者が当該所在地で事業活動の実績がある場合を前提とし、単なる資材置場等、事業者が事業活動を行っていない場合は対象外とする。

エ. 申請時点において、市税の滞納がない事業者。

(2) 市内に事業所を有する中小企業交流団体とは、2者以上の中小企業者から構成され、その構成員の過半数が八尾市内に事業所を有する中小企業者が加盟する団体をいう。この場合、原則として団体の運営規約等を定めており、申請時に市へ提示出来る団体を対象とする。また、団体の代表者が属する事業所の市税の滞納がないこと。

(3) 要綱別表1に掲げる区分Bの対象者は、事業者又は中小企業交流団体の活動期間が申請時より遡って6ヵ月以上の実績を有し、かつ売上減少要件を満たすものとする。

(4) 売上減少要件において、対象月に加算する助成金は、新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国・地方公共団体等から支給される助成金等のうち、課税対象となる助成金等をいう。課税対象となる助成金等については、国税庁ホームページ「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」内の「問9-2 助成金等の収入計上時期の取扱い」を参照のこと。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm>)

国税庁ホームページに例示される助成金等の他、八尾市に関連する課税対象となる主な助成金等を以下に例示する。

【八尾市に関連する課税対象となる主な助成金等の例】

- ・休業要請支援金(府・市町村共同支援金)
- ・大阪府休業要請外支援金
- ・八尾市事業者サポート給付金
- ・八尾市製造業サポート給付金
- ・八尾市雇用促進・定着支援金
- ・意欲ある事業者経営・技術支援補助金 ※ (区分1、区分2を含む)

3. 対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、次のとおりとする。なお、いずれの場合においても、補助対象となる経費は、八尾市内での事業活動に係る経費に限るものとし、八尾市外の事業所等に導入されるサービス・機器等

は対象外とする。

(1) PCR 検査の実施による事業活動の継続・強化

対象となる経費の範囲は、事業者が感染へのリスク管理と安全安心の事業活動を継続するために行う以下の PCR 検査等とする。なお、従業員等とは、正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト、役員、個人事業主本人を含むものとする。

ア. 医療機関での検査費用

医療機関において従業員等が受けた PCR 検査等の費用の内、事業者が負担する経費

イ. PCR 検査等キットの購入費

従業員等の検査のために購入する PCR 検査等キットの費用及び付随する費用（例：送料）の内、事業者が負担する経費

(2) 新型コロナウイルス感染症対策等事業用物品の購入費

対象となる経費の範囲は、感染症対策又はコロナ禍による売上減少を立て直すための事業活動に必要な物品の購入費用とする。ただし、消耗品は対象外とする。

4. 審査の方法

補助金交付可否の審査は、対象者、対象経費、利用機関の要件及び、申請内容が補助金の趣旨・目的に沿ったものであるかを確認のうえ判断する。いずれかの要件を欠く場合又は判断が困難な場合は、補助の対象外とする。

附 則

この交付基準は、令和3年11月1日から施行する。